

## 三十三銀行「個人インターネットバンキング」預金被害補償規定

この補償規定は、三十三銀行「個人インターネットバンキング」（以下、「本サービス」といいます。）をご利用いただいているお客さま（以下「預金者」といいます。）を対象に、本サービスにおけるID・暗証等の不正利用により本サービス登録口座の預金に被害が発生（当座貸越が発生した場合も含まれます。以下、同様とします。）した場合の、補償（損失の負担）について定めるものです。

預金者の預金に被害が発生し、当行の各種預金規定、本サービス利用規定により預金の減少につき、当行が責任を負わない場合であっても、この補償規定にしたがって、預金者は補償を受けることができるものとします。

当行がこの補償規定にもとづいて補償金をお支払する場合、当行から損害保険会社等に当行が有する預金者に関する情報を提供することがありますので、あらかじめご了承ください。ご協力いただけない場合には補償金のお支払ができない場合がありますので、あわせてご了承ください。

1. 本サービスの不正使用により行われた不正な預金の払い戻し（以下、「当該払戻し」といいます。）については、次の各号の全てに該当する場合、預金者は当行に対して、当該払戻しによる損害（手数料や利息を含みます）の補てんを請求することができます。
  - (1) 不正取引発生後30日以内に、当行へ通知が行われていること
  - (2) 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - (3) 当行に対し、不正利用が推測される事実を確認できる資料を提示し、警察署への被害事実等の事情説明に協力していただけること
  
2. 前条の請求がなされた場合、当行は、当行への通知が行われた日の30日前の日以降になされた当該払戻しによる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しについて、当行が善意・無過失であり、かつ当該払戻しにかかる損害が預金者の過失に起因する場合には、それぞれの被害状況、預金者のセキュリティ対策状況、警察の捜査状況等により、個別に補てんの検討を行います。当行にて検討の結果、補てん対象額を減額した金額で補てんあるいは補てんを行わないことがあります。
  
3. 前2条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には当行は補てんしません。
  - (1) 当該払戻しについて、当行が善意・無過失であり、かつ当該払戻しにかかる損害が預金者の重大な過失に起因する場合
  - (2) 当該払戻しについて、当行が善意・無過失であり、かつ預金者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他同居人、または家事使用人による不正利用の場合
  - (3) 暗証番号等の盗用等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱またはこれに付随して行われた場合

- (4) 預金者が被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - (5) その他、預金者の故意または重過失が認められた場合
4. 当行が、当該払戻しの支払原資となった預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1条にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
5. 当行が第1条にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
6. 当行が第1条にもとづき補てんを行った場合は、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、当該払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

以 上

(2023年12月1日制定)